

平成町自治会規約

平成町自治会

令和5年10月 発行（第14版）

平成町自治会規約

令和5年10月31日改正第14版

第一章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、平成町自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を平成町7番地1に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員の福祉と相互の親睦を図り、明るく住み良い生活環境づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成の為、「中部平成台管理組合法人」及び「松尾住民自治協議会」と協力し、次の事業を行う。

1. 団地内の環境整備、美化衛生に関すること。
2. 会員相互の親睦に関すること。
3. 防火、防災、交通安全に関すること。
4. 行政及び市民団体との連絡、調整に関すること。
5. 松尾住民自治協議会に関する事業。
6. 青少年の健全育成に関すること。
7. その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

第4条 本会の会員資格は、平成町の居住者である事とする。

別途規定の自治会票を、各町内会長に提出した翌月から会員となり、脱会届の提出をもって会員を退く。

入会及び脱会は速やかに町内会長に申し出て、その手続きを延滞無く行うこと。

(会 費)

第5条 会員は、別に定める会費を負担しなければならない。

脱会時には、会費の未納及び債務等がある場合は完済しなければならない。

また、既納金の返済は行わない。

第二章 役 員

(役員の数)

第6条 本会には次の自治会役員四役と総務を置く。

1. 自治会役員四役

- | | |
|-----------|----|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 2名 |
| ③ 書記（正・副） | 2名 |
| ④ 会計（正・副） | 2名 |

2. 総務・監査 7名

監査は総務が兼任し前期後期で輪番制とする。

但し、会長が前年度の総務から選出されなかった場合、1名は監査にあたる。

3. 会長補佐

会長の判断で会長補佐を設けることができる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、総会で決議された新年度事業計画及び予算に基づき、自治会事業の執行をする。

1. 会長は、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を助け、会長の業務執行に困難がある場合は、その職務を代行する。但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。
3. 書記は、役員会の議事録を作成し、庶務に従事する。
4. 会計は、経理事務を処理する。
5. 監査は、会計を監査し、監査結果を定期総会に於いて報告する。
6. 総務は、新年度の町内会長が原則として担当し、自治会運営の全般にわたり、行事の実行スタッフとしての職務を行う。
7. 会長補佐は、会長の指示により会長の事業全般の補佐を行う。

(機 関)

第8条 本会には次の機関を置く。

1. 組会
2. 町内会
3. 役員会

(構 成)

第9条 前条機関の構成は次の通りとする。

1. 組会には、組長1名を置く。
2. 町内会には、会長1名、副会長1名を置く。
3. 役員会は、自治会役員四役、総務・監査、会長補佐若干名で構成する。

(組長、役員を選出)

第10条 組長、役員を選出は次の通りとする。

1. 新組長は輪番制とし、任期満了迄に、現町内会長が決定し、現役員会に報告する。但し以下の世帯においてはそれを免除することが出来る。
 - 1) 女性一人暮らし：75歳以上は基本的に免除とする。(する・しないを選択できる。)
 - 2) 男性一人暮らし：78歳以上は基本的に免除とする。(する・しないを選択できる。)
 - 3) 夫婦：80歳以上は免除とする。
2. 新町内会長は、新町内組長の互選とし、任期満了迄に現町内会長が決定し、現役員会に報告する。但し、町内会長経験者においては原則としてそれを免除することが出来る。
3. 自治会役員四役は、原則として本部役員の互選とする。
但し、会長については、役員会で推薦された方が総会で承認を受けた場合その職務を遂行する事ができる。
(総会後の場合は、本部役員会の承認をうけてその職務を遂行する)
4. 総務は各町内会長が従事する。

(組長、役員任期)

第11条 組長、役員任期は、次の通りとする。

1. 組長の任期は、1年とする。
2. 役員任期は、総務1年、自治会四役1年、計2年とする。
3. 組長及び町内会長に欠員が生じた場合は、直ちに各会において後任者を選出する。
但し、町内会長についてはその年度の副町内会長とする。
任期途中で選出された後任者の任期は、前任者の残任期間とするが、期間が短期の場合はその期間で検討する。
4. 副会長、書記(正・副)、会計(正・副)に欠員が生じた場合は前年度の副町内会長とする。
但し、任期途中で選出された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第三章 会 議

(各 会 議)

第12条 本会の会議は、組会及び町内会、役員会、総会とする。

1. 組会は、組員を構成員とし、町内会は組長を構成員とする。
2. 役員会は、自治会四役、総務を構成員とする。
但し、必要に応じての組長の参加を求める事ができる。
3. 町内会は町内会長が、役員会は自治会長がそれぞれ必要と認めた場合に開催する。
また、各会議の構成員の3分の1以上の要求があった場合には、臨時会議を開催しなければならない。
4. 総会
 - 1) 総会は会員（1世帯1名）を構成員とする。
 - 2) 会の開催については、これに代わる手順として、書面表決を基本とし、会計年度終了後速やかに「平成町自治会総会資料」「書面表決書」を各戸に配布し各議案について自治会員の賛否を問う。
また、臨時総会の開催として、自治会長が認めた場合及び会員の3分の1以上の要求があった場合は速やかに開催する。
 - 3) 総会の議長は、参加会員の中からその都度選出することを原則とする。

(議 決)

第13条 議決については、次のように定める。

1. 組会及び町内会、役員会議決
 - 1) 組会及び町内会、役員会は構成員の3分の2の出席を持って成立し、議決は過半数によるものとする。
賛否同数の場合は議長が決定する。
 - 2) 議長は組会に於いては組長、町内会に於いては町内会長、役員会に於いては自治会長が務めることを原則とする。
2. 総会の議決
 - 1) 総会の決議は、出席者及び受任者指定の有効委任状を含む過半数によるものとする。
(受任者は総会出席者に限る)
賛否同数の場合は議長が議決権を行使し決定する。
但し、受任者指定の有効委任状なく欠席した者は、自治会長に受任したものと見なし、議決に従うものとする。
 - 2) 議長は、自治会役員を含む総会出席者の中から選出するものとする。

(役員会、総会の付議事項)

第14条 役員会は次の事項を討議し、決議、執行する。

1. 総会で決議した事項の執行。
2. 総会に討議すべき事項案の作成。
3. 自治会規約の改廃。
4. その他、会務に関する事項。

(他組織との協力)

第15条 他組織との協力を行い、地域社会との親睦及び団地内の生活環境の維持管理を行う為、次の他組織に自治会員を派遣する。

1. 松尾地区との親睦を深める為に松尾住民自治協議会（文化委員、体育委員、防災部員、交通指導員、地域委員、期成会委員、福祉委員）へ、団地内の快適な生活環境の維持管理を行う為に中部平成団地管理組合法人、平成町まちづくり委員会に自治会員を派遣する。
2. 派遣者の人選は、各町内会長からの推薦（原則として組長より選出）を受け、役員会で決定する。

第四章 会 計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経 費)

第17条 本会の事業執行に必要な経費は、次の収入をもって充てる。

1. 自治会費 1世帯月額500円
 - 1) 自治会費の徴収は4月、10月の年2回とする。
 - 2) 自治会費は、自治会員票提出月の翌月より徴収する。
2. 松阪市等の行政配布物の協力による協力援助金

(役員報酬)

第18条 役員報酬は、年間次の通りとし、年度末に支払う。

- | | | |
|--------------|----------|-------------------|
| 1. 自治会長 | 600,000円 | (50,000円を月払いとする。) |
| 2. 自治会副会長 | 50,000円 | |
| 3. 書記及び会計 | 30,000円 | |
| 4. 監査 | 15,000円 | |
| 5. 総 務 | 20,000円 | |
| 6. 組 長 | 10,000円 | |
| 7. 松尾住民自治協議会 | 3,000円 | |
- (文化委員、体育委員、防災委員、交通指導員、地域委員、期成会委員、福祉委員)

※) 会長補佐の手当については役員会にて協議の上、上限30,000円として本会より年度末に支払う。

(弔慰金)

第19条 会員に弔事があった場合の弔慰金は5,000円とし、本会より支払う。

(災害見舞い金)

第20条 会員に災害があった場合の見舞い金は5,000円とし、本会より支払う。

第五章 規 則

(雑則)

第21条 会員は、団地内の環境美化・安全を促進するために以下の内容を順守すること。

1. ペットを飼育する場合は最低限以下のルールを守ってトラブルの無いようにする。
 - 1) ペットが絶えず大きな鳴き声を発するなど、他の住民の迷惑にならないようにする。
 - 2) 自宅からペットを連れ出す際は絶えずリードを着用させるようにする。
 - 3) 自宅外でペットが排泄した場合は、すぐに処理をする。
 - 4) 猫の放し飼いは極力避ける。但し、やむを得ない場合は、飼い主を明記した首輪を必ずつける。(野良猫の識別のため)
2. 公園や道端へのごみのポイ捨ては厳禁 *そもそもゴミのポイ捨ては法律違反です!
3. 町内の道路は生活道路です。スピードを落として走行すること。
*平成町内の速度制限は30km/hとする。
4. 長時間の路上駐車は禁止。所有する車の台数分の駐車場を確保すること。

第六章 附 則

1. 平成町自治会規約（第3版） は、平成9年4月発行。
2. 平成町自治会規約（第4版） は、平成10年4月発行。
3. 平成町自治会規約（第5版） は、平成12年4月発行。
4. 平成町自治会規約（第6版） は、平成13年5月発行。
5. 平成町自治会規約（第7版） は、平成14年5月発行。
6. 平成町自治会規約（第8版） は、平成15年5月発行。
7. 平成町自治会規約（第9版） は、平成18年6月発行。
8. 平成町自治会規約（第10版） は、平成20年6月発行。
9. 平成町自治会規約（第11版） は、平成23年5月発行。
10. 平成町自治会規約（第12版） は、平成29年5月発行。
11. 平成町自治会規約（第13版） は、令和元年5月発行。
12. 平成町自治会規約（第14版） は、令和5年10月発行。

【規約改定の内容】

第 1 条	（名称及び所在地）	文書改定
第 1 2 条	（各会議）	文書改定
第 1 5 条	（他組織との協力）	文書改定
第 1 8 条	（役員報酬）	文書改定
第 2 1 条	（雑則）	文書改訂

平成町自主防災隊規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、平成町自主防災隊（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、平成町団地内に置く。

(目 的)

第3条 本会は住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目標とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及に関すること。
2. 災害の予防に関すること。
3. 災害の起こるおそれがある場合、または、災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
4. 防災訓練の実施に関すること。
5. 防災資機材等の備蓄に関すること。
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、平成町自治会会員をもって構成する。

第二章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. (1) 会 長 1人 (自治会 会長)
(2) 副会長 1人 (自治会防災部部長)
(3) 幹 事 1人 (自治会防災部副部長)
(4) 監査役 2人 (自治会会計 (正・副))
(5) 隊 員 (自治会防災部員及び全役員・有志)
2. 役員は、自治会本部役員をもってあたる。
3. 役員の任期は、1年とする。
4. 隊員の任期は、1年とする。

(役員の仕事)

第7条

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。
3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
4. 監査役は、会の会計を監査する。

附 則

(執行期日)

1. この規約は、平成18年6月より施行する。
2. 令和5年10月に、第6条を現状に合わせ説明を加えた。